

船舶事故等調査報告書

平成27年8月27日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2014仙第84号
事故等種類	衝突
発生日時	平成26年9月21日 05時30分ごろ
発生場所	新潟県上越市直江津港 直江津港第3東防波堤灯台から真方位022°600m付近 (概位 北緯37°13.22' 東経138°16.49')
事故等調査の経過	平成26年9月26日、本事故の調査を担当する主管調査官（仙台事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 遊漁船 謙信丸、9.7トン 211-14666新潟、個人所有 B ミニボート（船名なし）、5トン未満（長さ約2.4m） なし、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 B 操縦者B、操縦免許なし
死傷者等	A なし B 軽傷 1人（操縦者B）
損傷	A 船首船底外板に擦過傷 B 右舷船尾外板に亀裂等
事故等の経過	A 船は、船長Aが1人で乗り組み、釣り客14人を乗せ、船長Aが操舵室において操船を行い、‘直江津港沖防波堤北灯台と直江津港第3東防波堤灯台で形成された防波堤入口の中間点’（以下「防波堤入口の中間点」という。）付近を、約8～9ノットの対地速力で手動操舵により北東進して釣り場に向かった。 船長Aは、釣り場に到着した後、海上保安庁の訪船を受け、A船の船首部に付着した塗料を認め、後日、同塗料がB船の塗料と同種であることを知らされた。 B 船は、操縦者Bが1人で乗り組み、知人（以下「同乗者」という。）1人を乗せ、防波堤入口の中間点付近で船首を南方に向けて釣りのため錨泊中、操縦者Bが、船尾側で船尾方を向いて釣りをしていたところ、接近する機関音が聞こえ、右舷方から接近するA船に気付き、手を振って大声で呼び掛けたものの、平成26年9月21日05時30分ごろB船の右舷船尾部にA船の船首部が衝突した。 操縦者Bは、衝突の衝撃で落水し、左肩に打撲を負ったが、自力でB船に戻った。 B 船は、自力で直江津港内の出発地点に戻り、操縦者Bが携帯電話

	で海上保安庁に通報した。
気象・海象	気象：天気 晴れ、風 なし、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の末期
その他の事項	<p>船長Aは、レーダーを0.25海里レンジで作動させていたが、視界が良かったので、目視で見張りを行っていた。</p> <p>船長Aは、ふだん、防波堤入口の中間点付近で釣りをしている船を見掛けなかったため、他船はいないものと思い、港口となる沖防波堤北東端付近を見ていた。</p> <p>操縦者Bは、前回の釣りを防波堤入口の中間点付近で行ったところ、釣果があったため、本事故時も防波堤入口の中間点付近で釣りを行っていた。</p> <p>操縦者B及びB船の同乗者は、救命胴衣を着用していた。</p>
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析	<p>A あり、B あり</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A船は、直江津港内を北東進中、船長Aが、防波堤入口の中間点付近に他船はいないものと思い、港口となる沖防波堤北東端付近に注意を向け、見張りを適切に行っていなかったことから、錨泊中のB船に気付かず接近し、衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、防波堤入口の中間点付近で釣りのため錨泊中、操縦者Bが接近するA船に気付き、手を振って大声で呼び掛けたものの、A船と衝突したものと考えられる。</p> <p>操縦者Bは、前回の釣りで釣果があったことから、他の船舶の交通の妨げとなるおそれのある防波堤入口の中間点付近で錨泊していたものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、直江津港において、A船が北東進中、B船が釣りのため錨泊中、船長Aが、防波堤入口の中間点付近に他船はいないものと思い、港口となる沖防波堤北東端付近に注意を向け、見張りを適切に行っていなかったため、B船に気付かず航行し、また、操縦者Bが防波堤入口の中間点付近で錨泊していたため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 操船者は、自身の経験から他船の有無を憶断することなく、見張りを適切に行うこと。 ・ 船舶の往来が予想される防波堤の入口付近では、錨泊して釣りをを行う等の行為を慎むこと。